

携帯用浄水ボトルの特許を、どの会社が持っているか

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：携帯用浄水ボトル（フィルター付きの飲料ボトル）の分野
貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。11月の展示会でお披露目したあと、次の開発テーマを年内に決めます。飲料メーカーとの提携の話も出ています。
2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月26日時点）。
※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の特許・商標・意匠の記載は実在）。

フィルター一体のボトルの特許は5件

期限

根拠

対応

2026年12月1日に貴社は次の開発テーマを社内で決めます。
フィルター付き飲料ボトルの世界の特許公報216件のうち、146件は中国の公報です。日本で売るときに確かめるのは、日本の特許です。検索した範囲で、いまでも権利が続いている日本の特許は13件、うちフィルター一体のボトルが5件です。
開栓回数で交換時期を知らせる貴社のカウンターは、2003年の米国特許とほぼ同じで、特許は取りにくいと見ています。出願するのなら、数えるものを飲んだ回数に変えてからです。

1. 何を調べて、何と比べたか

調べた範囲 日本の特許と実用新案の公報、各国の特許公報、特許庁が公開している登録の情報、出願や権利がいま生きているかの特許庁の記録を調べました。世界の公報は、新しい順の800件を国ごとに数え、日本の公報は題名で見ました。

各社の権利に記載のある仕組みと、貴社の案						
仕組み	エンバイオニア	エマフル	ベーシック	かりはな製作所	タカギ	貴社の案
ボトルと一体	○	○	○	△	△	○
口で吸って飲む	-	○	-	-	-	○
空気の弁	○	-	○	-	-	○
ねじで留める	-	○	-	△	-	△
交換時期を知らせる	-	-	-	-	-	○

○はその権利に記載のあるもの、△は条件つきで記載のあるもの、空欄は記載のないものです。空欄は、他社の権利や世の中の技術がそこに無いことを示すものではありません。
交換時期を知らせる作りは、上の5社の権利にはありませんが、浄水器の特許（第7104839号）や2003年の米国特許には書かれています。

2. 特許を取りに行くかを決める材料（持ち主と件数・技術の集まり・近い特許の持ち主）

誰が何件持っているか

日本の特許13件は、ソニーが4件、Hydros社が2件、ほかの7社が1件ずつ持っています。
外国の会社は、韓国のエンバイオニア（1件）と米国のHydros社（2件）です。

どの技術に集まっているか

13件のうち5件は、ボトルや水筒、その蓋にフィルターを組み込んだものです。
ほかは、浄水器のフィルターに使う材料が4件（ソニー）、持ち運べる浄水器が2件（かりはな製作所・タカギ）、浄水ボトルとは別の装置が2件です。公開された出願25件は手続を終え、別にHydros社の出願1件が審査中です。

貴社の案と近い特許を誰が持っているか

フィルター一体のボトルの5件は、エンバイオニア・エマフル・ベーシック・Hydros社の4社が持っています。
特許が貴社のボトルの販売の妨げになるかは、この5件に限らず、フィルターの材料と作り、吸口の作りで決まります。提携の話で飲料メーカーにカウンターの作りを明かすのは、出願と秘密保持契約の後にしてください。

3. 決めること・すること

貴社が決めること
カウンターで特許を取りに行くかは、次の2つから選べます。
①数えるものを飲んだ回数に変えて出願する
②出願を見送る
①を選ぶなら、そのカウンターを展示会で見せる前に出願してください。
Hydros社は同じ系列で特許を2件持っており、そのうち第7103941号には、注ぐ型の装置に使うフィルターを押さえた部分があります。審査中の出願も、いまは筒の中に網のフィルターカートリッジを入れた組み立てで権利を求めています。貴社のフィルターの作りによっては、これらが販売の妨げになることがあります。出願が特許になったときに、当所からお知らせすることもできます。

当所がすること
ご希望の場合 Hydros社の出願が特許になった時点でお知らせします。
見直し 貴社が製品の形を決めたときや、日本のボトル大手がフィルター内蔵の製品を発売したときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡します。

貴社がすること
11月15日までに ①②のどちらにすると、Hydros社の出願が特許になったときのお知らせをご希望かをご回答ください。

<この書面の前提と、言えないこと>
前提 この書面は、貴社が日本で売ることと、当所が日本でいまでも存続する権利だけを数えていることを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。
調査記録 調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認められるデータも添えます）。
見ていないもの 出願は原則として1年6か月たつまで公開されず、その間は当所でも確認できません。同じ内容の出願がすでにあるかもしれません。上の件数は、別紙に書いた条件で検索した数です。実用新案では、フィルター付きの飲料ボトルの権利が1件生きている（第3210714号・株式会社三栄コーポレーション・2027年3月21日まで）。ボトルの底に付けたフィルター室を回して、湯を通すか止めるかを切り替える構成に限った権利です。貴社のボトルにこの構成がなければ、権利範囲に入らないと見ています。この書面では扱っていないこと：貴社の案が他社の特許を侵害しないかどうか（上の表は、どの権利に何が書いてあるかを並べたものです）。
言えないこと ここに出ていない権利が無いことを保証するものではありません。鑑定書や、特許庁への出願の手続は、別途お見積りいたします。